

八頭町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年12月
八頭町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「八頭町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の関係機関をメンバーとする「八頭町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

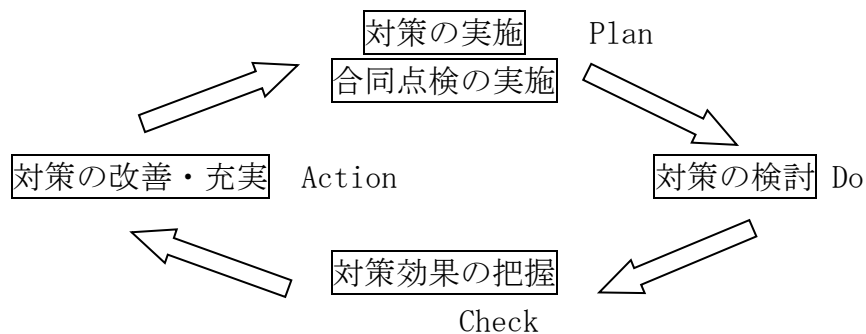
- ・国土交通省鳥取河川国道事務所
- ・国土交通省郡家国道維持出張所
- ・鳥取県八頭県土整備事務所
- ・郡家警警察署
- ・八頭町建設課
- ・八頭町総務課防災室
- ・八頭町教育委員会事務局
- ・八頭町小中学校長代表

3. 取組方針

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



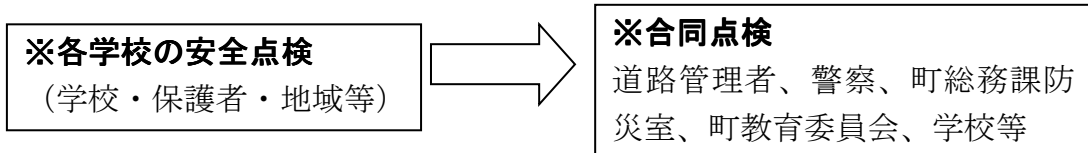
4. 定期的な合同点検

(1) 事前の点検（各学校での安全点検）【実施主体：学校】（5～6月）

学校、保護者、地域が連携を図り、毎年定期的に通学路の安全点検を行い、対策が必要な危険箇所があれば、学校が町教育委員会へ依頼書を提出する。

(2) 合同点検実施箇所を選定【実施主体：推進会議】（7月）

学校から町教育委員会に依頼書が提出された箇所のうち、合同点検が必要な箇所を推進会議において決定します。合同点検は、学校や地域からの要望に基づき、安全性の確保が求められる箇所に対して実施することを基本とします。



(3) 合同点検の実施【実施主体：推進会議】（7月～9月）

小学校・中学校ごとに、道路管理者、警察、町総務課防災室、町教育委員会、学校等が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討【実施主体：各関係機関】（8月～）

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策実施（案）の確認【実施主体：推進会議】（9月）

各関係機関で実施する対策メニュー（案）について、関係者間で連携を取れるようよう推進会議で確認をします。

(6) 対策の実施【実施主体：各関係機関】（9月～）

具体的な対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(7) 対策実施内容の報告【実施主体：推進会議】（11月）

合同点検した箇所の具体的な対策内容について、各小中学校等に報告します。

(8) 対策効果の把握【実施主体：各関係機関】

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、児童・生徒が安全になったと感じているのか等対策の効果把握に心がけます。効果の把握にあたっては、車両速度や歩行者と車両の間隔等の計測データの取得についても検討します。また、対策の効果把握の結果を踏まえて、必要に応じて、追加して実施可能な対策について検討します。

(9) 対策の改善・充実【実施主体：推進会議】

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5. 合同点検箇所図、箇所一覧表の公表

推進会議は、合同点検の実施状況や対策が必要な箇所を、関係者間で認識を共有するために、合同点検実施箇所を示した「合同点検対策箇所等一覧表」及び「合同点検箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 合同点検対策箇所等一覧表

別添② 合同点検箇所図